平成２４年（フ）第７３１号
横浜市緑区鴨居３丁目11番２号　ろばた焼　枝方、申立時の住所横浜市緑区白山１丁目９番１―717号
破産者　伊藤　　洋
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８４号
静岡県富士市松岡505番地の１、前住所静岡県富士市松岡1221番地の１　サンハイツ富士103号
破産者　吉田　　智
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第３３１号
静岡県磐田市源平新田２番地１　マンションレジーナ106、破産開始決定時の住所静岡県磐田市富丘50番地３
破産者　堤　　照子（開始決定時の姓中村）
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第８８４号
名古屋市千種区東山元町２丁目５番地の１　三旺マンション東山公園201号、従前の住所名古屋市中区新栄１丁目６―19　マザック新栄602、従前々の住所名古屋市名東区文教台１―1408レトア文教台101号
破産者　神田　稔之
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６１８号
愛知県春日井市八田町２丁目12番地１　市営上八田住宅Ａ棟109号、住民票上の住所津市観音寺町604番地82
破産者　田所　浩造
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１５８号
愛知県北名古屋市熊之庄屋形3247番地　Ｓｉｎｇ Ⅱ402
破産者　森川　大輔
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２８５号
名古屋市中川区牛立町１丁目91番地の１
破産者　大矢　幸典
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８号
京都府京丹後市網野町島津1582番地の１
破産者　池田　龍彦
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第１１１４号
神戸市北区鹿の子台北町２丁目７番４―301号、従前の住所神戸市北区有野台４丁目１番の８
破産者　仁木　保彦
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７３号
高知県宿毛市平田町戸内1858番地２　コーポ岡本２Ｆ３号
破産者　川中　弓和
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第７４号
高知県宿毛市平田町戸内1858番地２　コーポ岡本２Ｆ３号
破産者　川中　利栄
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第１７９号
大分県速見郡日出町大字豊岡1082番地、従前の住所大分市西新地２丁目３番30―601号　レジオン大洲
破産者　島末　忠則
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４４５号
大分県別府市照波園町６番50号
破産者　花木　喜良
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１８２号
沖縄県那覇市若狭３丁目24番５号　３階
破産者　平仲　　吏
1　決定年月日　平成25年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５号
北海道十勝郡浦幌町字合流134番地１
破産者　小島　哲子
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１９１号
北海道帯広市新町西３丁目20番地
破産者　榊原　照美
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２５９号
北海道帯広市南町南６線28番地１　普仁園
破産者　高橋　春子
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２６３号
北海道帯広市西７条南25丁目13番地　メゾンソレールＢ203
破産者　細越　麻巳
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係